

令和6年10月1日

飯島町教育委員会

## 飯島町立小中学校における働き方改革推進のための指針

### 1 基本的な考え方

生きる力や豊かな心、たくましい体を持つ児童生徒を育み質の高い授業を実現するためには、教職員が児童生徒を第一に考えて指導・支援する時間を確保・充実することが重要です。そのために教職員の業務を明確にし、分業化、協業化、効率化を進め、教職員が元気な姿で子どもたちの前に立つことができるよう働き方の改善を推進していくことが必要となります。飯島町教育委員会では、ここに標記指針を定め、教職員の働き方改革の推進に努めていきます。

### 2 町内教職員の勤務状況について ～教職員の勤務時間調査から～

#### 令和6年度1学期 時間外勤務時間集計結果

		4月	5月	6月	7月
長野県	小学校	47時間40分	44時間45分	41時間18分	34時間56分
	中学校	46時間57分	46時間42分	42時間42分	37時間34分
飯島町	飯島小	53時間59分	51時間23分	51時間40分	42時間57分
	七久保小	44時間50分	40時間57分	43時間24分	33時間58分
	飯島中	72時間16分	71時間00分	73時間47分	72時間45分

※時間外勤務時間＝【平日の時間外勤務時間＋休日勤務時間＋持ち帰り仕事時間】の平均時間

※対象は常勤教職員

### 3 飯島町教育委員会の基本方針について

- (1) 指針を小中学校に周知し、積極的に教職員の業務改善が進むよう努めます。
- (2) 学校の負担軽減の方策を検討し、教職員の業務改善に向けて環境づくりに努めます。
- (3) 県方針に沿い教員の時間外勤務が年間を通じて月45時間以下、年間で最も忙しい時期であっても1カ月80時間以下となることを目指します。

## 4 具体的な取組について

### (1) 学校の取組への支援

- ①各学校の安全衛生委員会を活用し、県教育委員会との連絡調整、教職員の健康管理など学校の安全衛生管理活動を支援します。
- ②管理職が勤務時間を把握するための取組を、学校の実情に応じて支援します。
- ③勤務時間の割振りを推進するとともに、週休日の振替、休日の代休日等、校長が教職員の適正な勤務管理が行えるよう支援します。

### (2) 学校・教員が担うべき業務の明確化・削減、分業化・協業化、効率化のための支援

- ①ICTの活用による教員の事務的な業務の効率化、授業準備・教材開発の効率化、共有できるシステム作りなどの授業改善について検証しICTの活用を進めます。
- ②部活動の地域移行について検討し、推進していきます。
- ③各種の作品募集、行事参加の要請について児童生徒や教職員の負担増とならないよう、各団体・組織に働きかけます。
- ④コミュニティースクール事業を推進し、学校の実情に応じて、地域の方々が教育活動へ参画できるようにします。
- ⑤会議の効率化をすすめます。(会議終時刻の明確化)
- ⑥働き方改革推進月間(咲顔月間)を設定し、取り組みます。(【〇時〇分帰宅宣言】)

### (3) 教育委員会としての取組

- ①教育委員会主催の教職員研修を通じ、教職員の人間関係づくりの機会を設けます。
- ②町及び町教育委員会関係者の学校訪問の際、必要以上の応対をしないようにします。
- ③町教育委員会に関係する会議や調査の精選をし、フォーマット化、メールの活用を推進します。
- ④給食費の振替による徴収を継続します。
- ⑤育児、介護を行う教職員が利用できる制度について校長が周知するよう指導します。
- ⑥時間外の一定時刻以降の電話には、留守番電話での対応とします。
- ⑦長期休業中においては、一定期間の学校閉庁日(リフレッシュウィーク)を設定します。
- ⑧長期休業中の働き方については、テレワークによる勤務などを研究します。
- ⑨月2回以上の「教職員定時退勤日」を、全ての学校で設定し、実施します。

#### 【参考：飯島町立学校の教職員の勤務時間】

- 1 勤務時間 : 8:15から16:45 (7時間45分)
- 2 勤務しない日
  - (1) 勤務を要しない日 : 土曜日、日曜日
  - (2) 休日 : 国民の祝日
  - (3) その他 : 年休、特別休暇、週休日の振替日、勤務時間の割振り時間、夏休み中のリフレッシュウィーク、その他規則等に定める日